**鳥取市立小・中・義務教育学校における教育実習の手続き**

鳥取市教育委員会

**（１）教育実習希望者（学生・大学等）が教育実習の依頼をする。**

　　　○　学校が受け入れの可否を判断する。

**（２）受け入れ可能の場合**

**大学等が、教育実習希望校へ教育実習依頼の文書を送付する。**

○次の２つの文書を教育実習希望校に郵送する。

1. 大学・短期大学等から、実習希望者が学校に教育実習をお願いする

**「教育実習生の受け入れについて（依頼）」**(様式１)

1. 実習希望校が、教育実習を許可することを証明する

**「教育実習受け入れ内諾書」**(様式２)

* 実習期間や実習教科などの内容を十分に確認する。

**（３）教育実習受け入れ校が大学等へ「教育実習受け入れ内諾書」を送付する。**(様式２)

**（４）大学等が、鳥取市教育委員会へ教育実習申請の文書を送付する。**

○鳥取市教育委員会教育長宛に、次の４つのものを送付する。

1. 学長・短大長などの名で、教育委員会に承認を申請する

**「教育実習の承認について（依頼）」**(様式３)

1. 実習受け入れ校からもらわれた、教育実習を許可することを証明する

**「教育実習受け入れ内諾書」**(様式２)**の写し**

1. 実習生が健康であることを証明する

**「抗体調査・健康診断等証明書」**(様式４)

〈医師の診断書等は添付の必要なし〉

　　　　　【４】市から大学等へ文書を送るための

**「返信用封筒（住所・宛名を記入し、切手を貼ったもの）」**

**（５）鳥取市教育委員会が、大学等へ「教育実習承認書」を送付する。**

**（６）鳥取市教育委員会が、受け入れ校へ実習を承認したことを電話で連絡する。**